

習志野市教育委員会会議録
(令和3年第8回定例会)

- 1 期 日 令和3年8月27日(金)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時03分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆
委 員 赤 澤 智津子
委 員 高 橋 浩 之
委 員 馬 場 祐 美
- 3 出席職員 学校教育部長 遠 藤 良 宣
生涯学習部長 塚 本 將 明
学校教育部参事 小 平 修
学校教育部次長 野 村 健 一
生涯学習部次長 上 原 香
学校教育部副参事 根 本 勇 一
学校教育部副技監 江 口 浩 雄
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔
教育総務課長 中 野 充
学校教育課長 合 田 聖
指導課長 本 間 美奈子
総合教育センター所長 安 村 和 晃
社会教育課長 藤 原 友 哉
生涯スポーツ課長 三 橋 智
中央公民館長 河 栗 太 一
中央図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 利根川 賢
学校教育部主幹(習志野高等学校事務長) 佐久間 心 之
学校教育部主幹 高 瀬 哲 介
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介
学校教育部主幹 篠 宮 淳 一
学校教育部主幹 永 田 洋 子

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和3年度教育費予算案(9月補正)について
- (3) 小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について
- (4) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (5) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第3 議決事項

- 議案第25号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 議案第26号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第27号 令和4年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「報告事項(4) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)」を取り下げることにについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)を非公開とし、非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第7回定例会及び令和3年第1回臨時会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

本間指導課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

初めに、学校運営・授業の進め方について説明する。9月12日まで緊急事態宣言が延長されたことを受け、9月1日から3日までを臨時休業とした。9月6日が始業式、9月7日から10日までは給食なしとし、午前短縮日課で授業を行う。緊急事態宣言の実施期間満了後の9月13日からは、給食ありの通常日課となる予定である。9月10日までの間だが、学校から保護者にアンケートをとり、保護者が希望する場合は、自宅でオンライン授業を受けることができるようにしていきたいと考えている。また、9月12日までのことに限らず、「学校教育活動としては、校舎内・授業中はマスクをつけること。マスクを外すような活動は極力行わないということ。定期的に水分補給をし、熱中症に注意すること。授業中、人との間隔は1メートル以上空けること。大声を出す、児童生徒同士が接触するような授業を行わない」など、各学校へ『新しい生活様式』を発出している。

次に、宿泊行事については、緊急事態宣言解除後に実施するというので、9月12日までに予定されているものについては延期または中止の方向で動いている。

次に、学校行事について、9月12日までに鹿野山セカンドスクールが小学校2校で予定されている。こちらについては延期とし、実施時期については、現在調整している最中である。

次に、部活動については、原則として中止する。ただし、上位大会が開催される場合に限り、平日最大90分まで実施することとし、土日は行わない、と通知をしている。

最後に、9月13日から始まる学校給食については、感染症対策を講じながら通常通り行っていく予定である、と概要を説明

高橋委員

この原則は高校にも適用されるのか、と質問

合田学校教育課長

習志野高校に関しては、県から県立高校宛てに出された通知に基づいて、学校運営を行うこととなっている。その中で、9月に公式大会が行われる部活動については活動が可能とされており、高校はまた別の形となっている、と回答

高橋委員

以前とは違う感染の状況だと感じていると思うが、千葉県でも高校でクラスターが発生しており、多くがその基準を守っていながら感染している。学校でも特にリスクが高いのは部活動であり、普通の授業での感染はあまり見られていない。そう考えると、今ほど答弁されたことに反対するわけではないが、学校の教育活動を守るために、特に部活動に関してはよく考えなければいけないのではないかと発言

合田学校教育課長

部活動に関しては非常に重要視している。先ほど申し上げた通り、9月に公式大会が行われる部活動を抽出し、その部活動に関しては活動を認め、9月の公式大会がない部活動は、緊急事態宣言中に関しては自粛するというので学校の方でも計画を立てている。今後感染予防対策をしっかりとった上で、学校教育活動を止めないように何とか進めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(3) 小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について

(学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(3)「小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について」、説明する。

本件については、7月13日に行われた通学区域審議会にて協議していただいた。委員からは、八街市の事故を受け、通学路の安全対策についての質問と要望があり、一斉点検を行っていることや今後も学校で安全についての指導を積極的に行っていくことを説明した。なお、7月26日に市長・教育長の連名で習志野警察署長宛てに、通学路の安全対策として、速度制限や路面標示の改善、ゼブラ・ストップやスピード違反の取り締まり等についての要望書を提出したところである。

また、向山小学校の小規模特認校解除によって、現在制度を利用している児童には影響がないことも説明し、御理解いただいた。今後、小規模特認校の積極的な活用や、そのために特色ある学校づくりに取り組んで欲しいという御意見もいただいたところである。なお、向山小学校は平成27年度から外国語科、外国語活動の授業研究に力を入れて取り組んできており、来年度もその研究を継続していく。今後も小規模特認校の積極的な活用につながるよう、特色ある魅力的な学校づくりを推進していく。

審議会からは、本件に関して概ね妥当であるという御意見をいただいたことを報告する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。小規模特認校の認定基準は、現状の基準では「特別支援学級を含む学級数が12学級以下」となっていたが、「通常学級の実学級数が11学級以下」と改める。令和4年度より袖ヶ浦東小学校、香澄小学校を小規模特認校として追加認定することにより、市内の小規模特認校は5校となる。「(3)小規模特認校における指定中学校」の表のとおり、小規模特認校における指定中学校は、住民基本情報に基づく指定中学校に加え、それぞれの小学校の進学先となる中学校を選択可能とする。

次に、向山小学校を令和4年度末で小規模特認校から解除し、令和5年度から新たに地域特認校として認定する。これにより、向山小学校は市内全域から選択することはできなくなるが、谷津小学校区全域及び谷津南小学校区のうち奏の杜地区については、向山小学校も選択できるようにする。

今後、該当する学校長へ説明を行い、保護者や地域の方々にも御理解いただけるよう、丁寧に説明をしながら進めていく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(5) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について (社会教育課)

馬場委員

全体的に見るとA評価が並んでおり、指定管理者の方々がよくやっていたというのではあると思うが、誰が評価してこのような結果になるのか。第三者の方は評価されていないと聞いたので、いわゆる身内が評価した結果になっているのだと思うが、特に市民にダイレクトに関わってくるサービスの面や利用者にとっての利便性については、実際の声を聞き、本当に反映さ

れているのかというところがとても大事になってくると思う。その項目ももちろんあり、そのようなところはよりシビアな目で点検・評価が必要だと思うのでその辺りをお願いしたい、と要望

藤原社会教育課長

モニタリングについては、市の「公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づき行っているものである。モニタリングについては各施設、指定管理者で利用者アンケートをとり、そこから得られた結果や満足度、御意見・御要望もモニタリングの評価に反映するというので、実際に各施設とも利用者の意見を反映した中で評価を行っている。

一例を申し上げますとプラッツ習志野の個別評価の中で一部B評価が出ているが、アンケート結果の中で改善を求める御意見等があったので、その辺りをしっかりと受け止めながら改善していく。また、要求水準を満たしているけれどもまだ改善の余地があるという評価をしているところもある。A評価については要求水準と同等ということで、指定管理業務を行う際に指定管理者に示した仕様書をしっかりと満たしているかどうかというところを見ている。利用者アンケートをしっかりと受け止め、利用者の市民の声を承った中で評価をしていくように心がけている、と回答

馬場委員

プラッツ習志野に関しては新しいということもあり、B評価も少し見られるが、他の施設は長い期間運営していて、ちゃんとやっていただいていると思うが、長い期間運営しているからこそ、よりきちんとした点検・評価をお願いしたい、と要望

赤澤委員

評価観点に関して、この資料に問題があると思わないが、例えば「適切に」など表現的に抽象的な言い方がされている部分に関して、要求水準を上回っているかどうかという評価がされている。要求水準とは、「協定書・仕様書及び事業計画書において求める水準」ということだが、具体的に適切な評価が、誰がやっても同じになるようになっているのか。例えば、「全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。」ということに関して、適切な情報提供の水準はどのような感じになるのか、と質問

藤原社会教育課長

評価の部分に関しては仕様書の中に例えばホームページで公表するなどといった手法を若干触れた中で業務を依頼している。その仕様書の業務をしっかりと遂行できているかどうかをチェックし、評価しているという現状である、と回答

赤澤委員

適切であればおおよそ利用者の方も満足すると思うので、その辺りの確認をしながらやっていただくと良いと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第25号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
(教育総務課)

利根川学校教育部主幹

議案第25号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、

説明する。

本件については、前回の定例会にて素案を提出させていただき、御協議をいただいているところである。今回は協議の中で御指摘があったことを踏まえ、素案に加筆及び修正を加え、議案として提出するものである。修正部分については全部で48カ所あり、赤字になっている部分が修正した箇所である。

主な修正点に絞って本日は説明させていただく。主な修正点についてだが、前回の協議の中で総括的評価、担当課等の自己評価において、「(A)、(B)、(C)」の評価と、それに関する「主な取り組みと成果」の記述内容が一致していない部分があるという御指摘を受けたので、そこを修正した。「(A)」にならなかった施策については、課題や十分に組み込まなかった点などがわかるように改めている。なお、今回赤字で示している部分については、議決いただいた後には黒字に戻し議会に提出をする。

今回の点検・評価の課題としては、昨年度より導入した「(A)、(B)、(C)」の評価について、今回はコロナ禍にあるということを踏まえて評価を行った。しかしながら、「(A)」である「十分に組み組めた」と、「(B)」である「概ね組み組めた」の区別が非常に難しかったという点がある。今後の方向性としては、コロナ禍において施策に十分に組み組めたということはどういうことかという基準を明確にしていく必要があると考えている。また、この報告書の様式自体についてもさらに見直しを進め、この「(A)、(B)、(C)」の評価の理由をわかりやすく各課で記入ができるよう改善していきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

これまでの議論を踏まえてとてもよく直していただいたと思うが、1点指摘させていただく。前回は「主な取り組みと成果」に今後の取り組みが入ってしまったという話が出ていた気がするが、例えば報告書(案)21ページ目の「『基本方針6 魅力ある市立高校づくり』に基づく具体的な施策及び事業」の「主な取り組みと成果」欄に記載のある「今後はさらに進路実績を高めていく」や「職員に対しても教育相談について研修を行う」、「今後は感染症対策を徹底し、実施できるようにしていく」ということは、取り組みと成果ではなく今後の話だと思う。また、報告書(案)27ページ目の「今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域ボランティアを活用した事業を実施することができなかったが」までは令和2年度の話だが、「感染症の影響が終息した際には、地域ボランティアの受け入れを進めていく」ということは、令和3年度以降の話である。今年取り組んだことで課題があり、今後このようにしていくという形の方が良いのではないかと発言

利根川学校教育部主幹

今ほど御指摘があった点等について、「主な取り組みと成果」と「今後の課題と方向性」の区別をもう少し進めていく、と回答

小熊教育長

委員御指摘のとおり、取り組みと参加できたという形だけではなく、質的な向上をしっかりと図り取り組んでいかなければならない、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について
(学校教育課)

合田学校教育課長

議案第26号「習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」、説明する。

本議案は、習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について、事務整理に伴い、様式の変更を行うために提案するものである。

改正内容について説明する。資料2ページ目の第1号様式を御覧いただきたい。左側が現行のもので、右側が改正案である。変更箇所は、「①申請児童・生徒」の記入欄下の二重線が引かれている文言である。昨年度より援助費の給付方法を、学校を通して保護者口座に振り込むやり方から、学校教育課より直接保護者口座へ振込を行うように変更したこと等から文言の見直しを行った。学校が援助費を収受することが基本的に無くなったため、様式内の委任に関して、学校長をなくし、その他文言整理を行うものである。

次に、資料3ページ目の第2号様式と4ページ目の第3号様式を御覧いただきたい。現行の様式ではどちらも「新入学児童生徒学用品費受給申請書兼口座振替書」という名称になっているが、要綱の中では、第2号様式は「新入学児童学用品費」、第3号様式は、「新入学生徒学用品費」という名称となっている。そのため、要綱の記載に合わせて様式の名称を改正するものである。施行期日は公示の日からとする。また、今回の改正により様式の変更を行うが、残存する改正前の様式を施行後に使用しても無効とならないよう、経過措置として附則に追記する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第27号 令和4年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

(学校教育課)

篠宮学校教育部主幹

議案第27号「令和4年度習志野市立幼稚園園児募集要項について」、説明する。

初めに、資料1ページ目の「1 募集人員」だが、詳細については資料5ページ目の「別表1 令和4年度習志野市立幼稚園定員・募集人員について」を御覧いただきたい。募集人員は習志野市立幼稚園管理規則第17条に基づいて募集するものであり、5歳児については令和3年6月30日現在の4歳児の園児数より差し引いて募集人員を算出している。参考として、市立こども園短時間児についても記載をしている。変更点としては、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、令和4年度から令和5年度末までの間、私立化の工事に伴い、大久保第二保育所が大久保東幼稚園を代替施設として一時利用するため、大久保東幼稚園の5歳児と4歳児の定員をそれぞれ105名ずつ計210名から、35名ずつ計70名に当該期間変更するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「2 応募資格」については記載の通りである。

続いて、「3 応募できる幼稚園等」について、資料6ページの「別表2 市立幼稚園・こども園の所在地・園区等一覧」を御覧いただきたい。こちらは変更点はないが、平成30年度よりA地域である第一中学校区、第五中学校区には市立こども園が整備されていないことから、A地域に居住の方も市立こども園に応募ができるよう、徒歩または自転車での登降園を原則としながら、園区を越えて応募ができる特別措置を引き続き設けている。

再度資料1ページ目を御覧いただきたい。「4 入園願書・給付認定申請書の配布及び入園説明会」について、例年は入園願書等の配布及び入園説明会後に保育参観を設け、入園希望者が園の様子を参観できるようにしていたが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大予防のため

め説明会のみとした。説明会は密を避けるため、事前予約制をとって少人数で行い、また、兄弟が卒園児等で入園説明会の参加を必要としない方については、各園のホームページより園児募集に必要な書類をダウンロードできる体制を整えたので、令和3年度も引き続き感染対策を図った方法で実施していきたいと考えている。

資料2ページ目の「5 入園願書及び給付認定申請書の受付」から資料4ページ目の「12 追加募集」については、日程以外大きな変更点はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(2)については非公開。

ただし、令和3年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(2) 令和3年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言